



宮 崎 県 公 報

令和6年12月19日(木曜日) 第571号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 公営企業の業務の状況の公表……………(財政課) 1
- 救急病院の辞退……………(医療政策課) 1
- 救急病院の認定……………(“) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 2

頁

- 指定居宅サービス事業の廃止……………(長寿介護課) 2
- 保安林の指定(5件)……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(2件)……………(“) 4
- 道路の占用を制限する区域の指定(3件)……………(“) 4
- 指定納付受託者の指定……………(教育庁) 5

公 告

- 土地改良区の設立の認可……………(農村整備課) 5
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 5

告 示

宮崎県告示第 699号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和6年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 700号

次の医療機関は、令和6年9月30日付で、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地1

宮崎県告示第 701号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

宮崎県告示第 702号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570204950	福祉用具事業所 TOMONI	宮崎県都城市上水流町1663番地の5	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和6年11月1日	特定福祉用具販売
4570204950	福祉用具事業所 TOMONI	宮崎県都城市上水流町1663番地の5	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和6年11月1日	福祉用具貸与
4570303059	恒富東デイサービスセンター	宮崎県延岡市長浜町一丁目1765番地1	社会福祉法人真雅	宮崎県延岡市長浜町一丁目1765番地1	令和6年11月1日	通所介護
4570800849	地域密着型特別養護老人ホーム妻の	宮崎県西都市妻1680番地1	社会福祉法人つばさ福祉会	宮崎県西都市白馬町3番地	令和6年11月1日	短期入所生活介護

	杜 S S					
4571901141	訪問介護ステーション風の杜	宮崎県東諸県郡国富町宮王丸 136番地	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和6年11月1日	訪問介護
4571901158	デイサービス風の杜	宮崎県東諸県郡国富町宮王丸 136番地	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和6年11月1日	通所介護

宮崎県告示第 703号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570204950	福祉用具事業所 TOMONI	宮崎県都城市上水流町1663番地の5	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和6年11月1日	介護予防福祉用具貸与
4570204950	福祉用具事業所 TOMONI	宮崎県都城市上水流町1663番地の5	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和6年11月1日	特定介護予防福祉用具販売
4570800849	地域密着型特別養護老人ホーム妻の杜 S S	宮崎県西都市妻1680番地1	社会福祉法人つばさ福祉会	宮崎県西都市白馬町3番地	令和6年11月1日	介護予防短期入所生活介護

宮崎県告示第 704号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570401358	訪問介護事業所ひなこ	宮崎県日南市吾田西一丁目3番24号コスモマンション戸高 212号室	株式会社ひなこ	宮崎県日南市鉄肥六丁目7番51号	令和6年11月15日	訪問介護
4570500092	ひなもり園ヘルパーセンター	宮崎県小林市堤3702番地2	社会福祉法人ときわ会	宮崎県小林市堤4380	令和6年11月30日	訪問介護
4572100347	特別養護老人ホームシルバースターうなまの里通所介護事業所	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷字納間 170	社会福祉法人平成会	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷字納間 170	令和6年11月30日	通所介護

宮崎県告示第 705号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 串間市大字秋山字永身取 336-2、336-10、340-4、340-7、341-18、344-2、344-3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 706号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 串間市大字秋山字名頭用42-2、字井ノ久保53-1・字崩宇戸 135-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 707号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 串間市大字本城字権代2727-2、2737、2738

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 708号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 串間市大字市木字轟6785-10

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 709号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字峠ノ谷5728、5729、5731、5732-1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 710号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年12月19日から令和7年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木 中原重永国 有林2078林	旧	4.5～ 6.0	28.18
			班く小班から 同市須木 中原重永国 有林2078林	新	5.7～ 50.6	28.18

			班く小班まで			
--	--	--	--------	--	--	--

宮崎県告示第 711号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年12月19日から令和 7 年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012番6地先から同郡同村同大字同字1012番6地先まで	旧	12.4～ 24.9	27.2
				新	21.8～ 49.3	27.2

宮崎県告示第 712号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年12月19日から令和 7 年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
20	県道	北方北郷線	延岡市北方町川水流字桑水流卯 488番3地先から同市同町川水流同字卯 521番地先まで	旧	9.2～ 28.2	67.5
				新	9.2～ 24.3	67.5

宮崎県告示第 713号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年12月19日から令和 7 年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木中原重永国有林2078林班く小班から同市須木中原重永国有林2078林班く小班まで	令和 6 年12月19日

宮崎県告示第 714号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年12月19日から令和 7 年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012番6地先から同郡同村同大字同字1012番6地先まで	令和 6 年12月19日

宮崎県告示第 715号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 6 年12月19日から令和 7 年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	小林市須木中原重永国有林2078林班く小班から同市須木中原重永国有林2078林班く小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占

用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年12月19日

宮崎県告示第 716号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年12月19日から令和7年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012番6地先から同郡同村同大字同字1012番6地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年12月19日

宮崎県告示第 717号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年12月19日から令和7年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	北方北郷線	延岡市北方町川水流字桑水流卯 488番3地先から同市同町川水流同字卯 521番地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年12月19日

宮崎県告示第 718号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
宮銀デジタルソリューションズ株式会社	宮崎県宮崎市高千穂通 1 丁目 5 番14号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

県立高等学校及び五ヶ瀬中等教育学校後期課程の授業料
スポーツ振興センター共済掛金

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第10条第 1 項の規定により、田野町拾ヶ島・七野地区土地改良区（宮崎市）の設立を令和6年12月12日認可した。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及びその名称

宮崎広域都市計画公園
4・4・1号 宮崎中央公園

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

--	--